このうち反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているかについて検証する。また、疑わしい取引の届出に関し、社内規定の作成等により制度の実効性を確保するための態勢の整備に努めているかについて検証する。その際、口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において、適切に本人確認が行われているかについても検証する。

また、資本市場の機能の十全な発揮と健全な発展を図るため、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が投資者保護の観点から行われているか等について検証する。なお、ＣＤＯ等の証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、引受け、販売等を行う金融商品取引業者に対しては、その引受審査態勢、リスク管理態勢及び販売管理態勢等についても検証する。

ロ．法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

不公正な内部者取引を未然に防止する観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が適切に管理されているか、具体的には、法人関係情報の登録、役職員による株式取引等、情報隔壁及び売買審査等について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ．公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、市場の公正性、透明性の基礎となり、市場に対する投資者の信頼の根幹をなすものである。検査においては、これを阻害するおそれのある行為の有無、さらにはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、必要に応じ、空売り規制に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）の検証を行う。

特に、インターネットやＤＭＡを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

②　内部管理態勢等に係る検証

イ．内部管理態勢等に係る検証

法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の規模や特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。特に市場において重要な地位を占める金融商品取引業者については、業務や財務面のリスクの顕在化の予防に向けたフォワードルッキングな観点から、内部管理態勢等の適切性について検証を行う。

ロ．システムリスク管理態勢の適切性に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるＩＴシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やＦＸ取引への参加が広がっているなど、金融取引においてＩＴシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、さらに市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ＩＴシステムの安定性の確保が極めて重要である。検査においては、障害発生時の対応や外部委託先の管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けシステムリスク管理態勢の適切性、実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与についても確認を行う。

③　投資者保護等の観点からの検証

イ．投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実、公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。また、デリバティブ等の仕組みが複雑な商品については、当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要なリスク等について、顧客に必要かつ十分な説明が行われているか検証する。さらに、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果や市場要因及び注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ロ．投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

投資運用業者等は投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者がチェックすることは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務や善管注意義務等の法令等遵守状況、並びに利益相反管理態勢、デューディリジェンス機能の実効性等を検証する。

ハ．集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売に係る法令遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）の運用、販売を行う金融商品取引業者（以下「ファンド業者」という。）に対するこれまでの検査において、出資金の流用、虚偽表示・誤解を生ぜしめるべき表示、分別管理の未実施等の重大な法令違反や投資者保護に欠ける不適切な業務運営が多数認められたことに鑑み、引き続きファンド業者の業務運営の適切性や法令違反行為の有無を検証する。また、ファンド業者の検査に関し、無登録の者が登録を要する業務を行っている状況が認められた場合には、監督部局及び捜査当局との連携の下、適切に対応する。

ニ．投資助言・代理業者の法令遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の法令遵守意識の欠如や内部管理態勢の未整備等を原因として、無登録による有価証券の売買等や著しく事実に相違する表示のある広告、事業報告書の虚偽記載等の法令違反等が多数の業者において認められたことに鑑み、引き続き法令遵守状況等の検証に注力する。また、重大な法令違反行為の未然防止等の観点から、広告審査態勢や誠実かつ公正な苦情対応等の苦情処理態勢等を検証する。

④　その他

イ．自主規制機関の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか、機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集を行う等、反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。さらに、市場インフラとしての金融商品取引所の重要性を踏まえ、システムリスク管理態勢等の金融商品市場の運営を円滑かつ適切に行うための態勢の整備状況について検証する。

ロ．新たな検査対象、金融商品等に係る検証

本年４月より新たに検査対象先となる信用格付業者については、「信用格付業者検査マニュアル」に則し、業務管理態勢等の適切性について検証を行うこととする。

また、新たな金融商品を取り扱っている金融商品取引業者等については、その業務の実態把握に努めるとともに、商品の取扱いに係る管理態勢の整備状況について検証を行う。

第２　証券検査基本計画

１．基本的考え方

⑴　検査計画については、金融商品取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基づき、策定することとする。なお、市場環境の変化や、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

①　上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者、及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等の検証を行うこととする。

②　上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者や、投資助言のみを行う業者等）については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局等からの情報を分析し、検査実施の優先度を判断する。